

草津栗東行政事務組合公告

草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業に係る契約について、総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6および第167条の10の2第6項の規定により次のとおり公告する。

令和6年10月8日

草津栗東行政事務組合

管理者 橋川 渉

1 入札に付する事項

- (1) 事業名 草津栗東行政事務組合火葬場整備・運営事業
- (2) 事業場所 滋賀県栗東市小野地先
- (3) 事業期間 事業契約締結の日から令和25年3月31日まで
- (4) 事業内容 入札説明書に示すとおり
- (5) 予定価格 4,594,900,000円（消費税および地方消費税の額を含まない。）
- (6) 最低制限価格 設定しない

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

ア 本事業の入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者（以下「設計に当たる者」という。）、工事監理業務に当たる者（以下「工事監理に当たる者」という。）、本施設の建設業務に当たる者（以下「建設に当たる者」という。）、火葬炉の設置および保守管理業務に当たる者（以下「火葬炉設置に当たる者」という。）、本施設の運営業務に当たる者（以下「運営に当たる者」という。）、本施設の維持管理業務に当たる者（以下「維持管理に当たる者」という。）、火葬炉の運転業務に当たる者（以下「火葬炉運転に当たる者」という。）を含むこと。なお、同一の者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設に当たる者と工事監理に当たる者については、同一の者、または資本面もしくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

イ 入札参加者のうち、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として本事業を実施するに当たり設立する特別目的会社（Special Purpose Company：以下「SPC」という。）に出

資を予定し、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「構成員」とし、SPCに出資をせず、SPCから直接業務を受託または請け負うことを予定している者を「協力企業」として位置付け、参加表明書等提出時に構成員または協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

ウ 入札参加者は、参加表明書等提出時に構成員の中から代表企業を定め、必ず代表企業が入札参加手続きを行うこと。

(2) 入札参加者の参加資格要件（共通）

参加グループの構成員および協力企業は、いずれも次の要件を満たすこと。

ア 参加表明書等の提出締切日から提案書の提出締切日までの期間において「草津市建設工事等の指名停止等に関する基準」、「草津市物品等の指名停止等に関する基準」および「栗東市建設工事等指名停止基準」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

イ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第9条に該当する者でないこと。

ウ 「地方自治法施行令」（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

エ 「会社法」（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。

オ 「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。

カ 「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

キ 手形交換所における取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。

ク 法人税、法人事業税、消費税、地方消費税、草津市税および栗東市税を滞納していない者であること。

ケ 本事業において、アドバイザー業務に関与した株式会社地域経済研究所、株式会社ユーデーコンサルタンツ、北口・繁松法律事務所、株式会社しがぎん経済文化センター、ならびにこれらの企業と資本面または人事面で関係のある者が参加していないこと。

コ 本事業に係る他の参加グループの構成員または協力企業として参加していないこと。

サ （仮称）草津栗東火葬場整備・運営PFI事業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員が属する企業またはその企業と資本面もしくは人事面で関係のある者でないこと。

シ 組合や草津市、栗東市が出資する団体またはその団体と資本面もしくは人事面で関係のある者でないこと。

ス 次のいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

(イ) 暴力団員の不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(ウ) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者

(エ) 役員等（競争入札に参加する法人の代表者もしくは役員またはこれらの者から組合との

取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。)に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人

(ホ) 競争入札に参加する個人から組合との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人

(カ) 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人

(3) 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計、工事監理、建設、火葬炉設置の各業務に当たる者は、上記(2)の要件の他にそれぞれ次の要件についても満たすこと。

ア 設計に当たる者

(ア) 「建築士法」(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 令和6年度の草津市または栗東市のコンサルタント業務等に関する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

イ 工事監理に当たる者

アの設計に当たる者と同様の要件を満たすこと。

ウ 建設に当たる者

(ア) 2者以上の企業で参画すること。

(イ) 「建設業法」(昭和24年法律第100号)第15条に規定する特定建設業の許可を有していること。

(ウ) 令和6年度の草津市または栗東市の建設工事に関する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(エ) 参加表明書等の提出締切日において、「建設業法」の規定に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果における総合評定値が1,500点以上である者を必ず含むこと。なお、この要件は、建設に当たる者のうちの1者が満たせばよいこととする。

(オ) 草津市内または栗東市内に本社(本店)を有する者であって、草津市または栗東市における入札参加者の格付区分(建築一式工事)がAである者が、1者以上参画すること。

エ 火葬炉設置に当たる者

(ア) 令和6年度の草津市または栗東市の建設工事に関する入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(イ) 平成26年度以降、官公庁発注の火葬場整備等事業において、一契約で火葬炉を1基以上納入および設置する工事施工実績があること。

(4) 参加資格の確認等

ア 参加資格確認基準日は、参加表明書等の提出締切日とする。

イ 資格確認通知を受けた入札参加者の構成員および協力企業のいずれかが、参加資格確認基準日から提案書の提出締切日の前日までの間に、「2(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格となる。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、入札に参加できる。

- (7) 入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員または協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、組合が参加資格等を確認し、これを認めたとき。なお、補充する構成員または協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成員または協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- (4) 構成員または協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業を除く構成員および協力企業で全ての参加資格等を満たすことを組合が認めたとき。
- ウ 提案書の提出締切日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成員または協力企業のいずれかが、「2(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、組合は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。
- (7) 当該入札参加者が、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員または協力企業を補充し、必要書類を提出した上で、組合が参加資格の確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、補充する構成員または協力企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員または協力企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- (4) 構成員または協力企業が複数である入札参加者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業を除く構成員および協力企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと組合が判断したとき。
- エ 落札者決定日の翌日から基本協定締結までの間、落札者の構成員または協力企業のいずれかが、「2(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、組合は落札者と基本協定を締結しない場合がある。この場合において、組合は落札者に対して一切の費用負担を行わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、落札者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。
- (7) 落札者が、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員または協力企業を補充し、組合が参加資格等を確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員または協力企業が参加資格を欠いた日とする。
- (4) 構成員または協力企業が複数である落札者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業を除く構成員および協力企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと組合が判断したとき。
- オ 基本協定締結日の翌日から事業契約に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成員または協力企業のいずれかが、「2(2)あるいは(3)のいずれか」に定める参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、組合は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、

組合は落札者に対して一切の費用負担を行わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員または協力企業が参加資格要件を欠くに至った場合は、次の場合に限り、落札者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱う。

(7) 落札者が、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業に代わって、参加資格要件を満たす構成員または協力企業を補充し、組合が参加資格等を確認および設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約後の事業運営に支障をきたさないと判断したとき。なお、この場合の補充する構成員または協力企業の参加資格確認基準日は、従前の構成員または協力企業が参加資格を欠いた日とする。

(4) 構成員または協力企業が複数である落札者の場合で、参加資格要件を欠いた構成員または協力企業を除く構成員および協力企業で全ての参加資格等を満たし、かつ、設立予定のSPCの事業能力を勘案し、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと組合が判断したとき。

3 入札手続きに関する事項

(1) 契約条項を閲覧する場所等

草津栗東行政事務組合

住所：〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市役所2階

電話：077-551-0199 FAX：077-554-1123

E-mail：jimukyoku@kusatsu-ritto.jp

草津栗東行政事務組合ホームページ：<https://kusatsu-ritto.jp>

(2) 入札説明書等の公表等

入札説明書等を草津栗東行政事務組合ホームページにおいて公表する。

ア 公表期間：令和6年10月8日（火）から令和7年2月4日（火）まで

イ 交付方法：草津栗東行政事務組合ホームページからダウンロードすること。

(3) 参加表明書等の提出

参加希望者は、参加表明書および資格確認に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、この入札に参加する者に必要な資格の有無について確認を受けること。

なお、参加表明書等を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

ア 受付期限：令和6年11月15日（金）17時まで

令和6年11月13日（水）より受付を開始する

イ 提出方法：持参または郵送により提出すること。

持参の場合は、開庁日の9時から17時とする。

（ただし、正午から13時までの時間帯を除く。）

郵送による場合は期限必着とし、配達記録が残る方法によること。

ウ 提出先：3(1)のとおり

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和6年11月22日（金）に参加グループの代表企業に通知する。

(5) 入札提出書類（提案書）の受付

ア 受付期限：令和7年2月4日（火）15時まで

イ 提出方法：持参または郵送により提出すること。

持参の場合は、開庁日の9時から17時とする。

（ただし、正午から13時までの時間帯を除く。）

郵送による場合は期限必着とし、配達記録が残る方法によること。

ウ 提出先：3(1)のとおり

(6) 開札の日時および場所

ア 日時：令和7年2月4日（火）16時

イ 場所：滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市役所 2階第4会議室

なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わない。

4 落札者の決定方法

(1) 審査事項

審査事項は、「落札者決定基準」に示すとおりとする。

(2) 落札者の決定

選定委員会において、入札参加者からの提案書を総合的に評価した上で、最も優れている入札参加者を選定し、最優秀提案者とする。組合は選定委員会の選定結果を踏まえ落札者を決定する。

(3) 審査結果および評価の公表

落札者決定後、速やかに審査結果および評価を公表する。

5 議会の議決

この入札による契約は、PFI法第12条の規定による草津栗東行政事務組合議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約として成立するものとする。

6 その他

(1) 前金払、部分払等

入札説明書による。（別紙1「サービス購入料の構成等について」を参照すること。）

(2) 入札保証金および契約保証金

ア 入札保証金 免除

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

イ 契約保証金 納付すること。

ただし、詳細については入札説明書を参照すること。

(3) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札提出書類（提案書）の提出をもって、入札説明書等の内容を承諾したものとみなす。

(4) 費用負担

入札に伴う費用については、全て入札参加者の負担とする。

(5) 使用言語、通貨単位等

入札において使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(6) 入札提出書類（提案書）の取り扱い

ア 著作権

提案書の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、組合は、本事業の公表時および組合が必要と判断した場合には、落札者の提案書の一部または全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については、入札参加者の承諾なく本事業の入札結果の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法および運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として事業者が負うこととする。

(7) 資料の取扱い

組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁じる。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加の資格のない者のした入札

イ 入札書記載の金額を加除訂正した入札

ウ 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札

エ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

オ 同一入札について、他人の代理を兼ねた、または2通以上の入札書を提出した者の入札

カ 談合その他不正の行為があったと認められる入札

キ その他入札に関する条件に違反した入札

(9) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、または不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、組合は当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは取りやめることができる。

(10) 現場説明の有無 無

(11) その他、詳細は、入札説明書に示すとおりとする